

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 J M A C S

②評価調査者研修修了番号

S16054・愛福評 14002・愛福評 07016

③施設の情報

名称：西条市すみれ荘	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：西条市長 玉井敏久	定員(利用人数)：20世帯(4世帯10人)
所在地：愛媛県西条市	
TEL：0898-64-2371	ホームページ：-
【施設の概要】平成16年、東予市は西条市と合併し、西条市となった。当時、東予市に位置するすみれ荘は、市の合併により西条市2つ目の母子生活支援施設となった。	
開設年月日：昭和30年8月	
経営法人・設置主体(法人名等)：愛媛県西条市	
職員数	常勤職員：3名 非常勤職員：1名
専門職員	(専門職の名称) 名
	保育士 1名
	教員免許 2名
施設・設備の概要	(居室数) 20室 (設備等) 母子室、事務室、集会室、学習室、共同浴室、静養室等

④理念・基本方針

<基本理念>

母と子の人権を尊重し、子どもの最善の利益のために適切な環境のもとその生活を保障し、愛情を持って自立に向けての支援を行う。

<基本方針>

- 安全で安心して生活できる場になることを職員全員が心がけ、自己肯定感の回復・向上の支援をします。
- 母と子の主体性を尊重しながら、生活課題への取り組みを支えて、母と子が健やかに生活し、自立していけるよう支援します。
- 母と子へのよりよい支援と公正で公平な施設運営を進めるとともに、職員一人一人が常に自主的に学び、専門性の向上に努めます。
- 関係機関や団体と連携・協働して生活支援を行うとともに、退所後も関わりをもち、地域での生活を支えることをめざします。

⑤施設の特徴的な取組

母子の人権尊重および子どもの最善の利益のために、生活を保障し自立に向けた支援を目的としている施設である。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 9 日（契約日） ～ 平成 30 年 1 月 15 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 施設長は自己研鑽を重ねて支援の質向上に取り組み、リーダーシップを発揮している。

施設長は、保育士また管理職の経験があり、積極的に専門性を身に付けたうえで、指導に当たっている。そのことが、職員および母子の信頼を得ることにつながっている。また、その役割は基幹的職員（スーパーバイザー）の機能を果たしている。

2. 子どもと母親個々の気持ちに寄り添い意思を尊重した実践が行われている。

個々に対し、非常に丁寧な支援が行われている。母子を総合的に捉えた支援とともに、子どもと母親それぞれの成育歴等の背景を踏まえた支援が行われている。

◇改善を求められる点

1. 各種書面の整備が求められる。

個々に対し丁寧な個別支援がなされているが、自立支援計画について、現在は小学生以上の子どもが作成の対象となっている。今後は、乳幼児も含めて子どもの自立支援計画を作成することが期待される。また、各種伝達事項等を丁寧に周知しているが、今後は分かりやすい書面を作成、配付することが期待される。

さらに、職員間の会議録はあるものの、随所で話し合われたことを記録に残していない。それらは、組織としての動きを明確にしていく指標になり得るため、内容ごとに記録に残し整理していくことが望まれる。

2. 建物の構造上、注意を払う点が生じている。

今後の建替え計画では、緊急避難通路や、思春期の子どもへの対応やプライバシーに配慮した構造になることが期待される。

また、現在、DV被害を要因とする利用は受け付けていないが、副次的な要因として抱える入居希望者がいる場合も考えられる。また、職員配置が24時間体制でないことから、建物の構造上の工夫で不審者対策をする必要がある。

3. 運営主体の市と連携することでサービスをさらに充実することが期待される。

建物の構造上の問題については、運営主体である市に対して、施設を熟知する施設長が改善を要望していくことが望まれる。

また、西条市のもう一つの母子支援施設くるみ荘と、マニュアル、文書等を共有するなど市と2施設の連携体制のもと、同一市内の施設として支援の質を担保する環境づくりが図られるよう期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審にあたり、全職員で評価項目をチェックすることにより、母子生活支援施設に求められている支援と役割について再確認でき、日々の取り組みを振り返る大変有意義な機会となりました。

前回の受審結果をもとに改善に取り組んできましたが、今後は今回の評価結果を参考に、乳幼児の自立支援計画作成や書面の整備等に取り組む、更なる支援の質の向上に努めていきたいと考えております。

また、建物の構造上の問題等を含め市と連携を深め、安全で安心して生活できる場を目指していきたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a (b) c
<コメント> 基本理念および基本方針が明文化され、施設内玄関付近の掲示板に掲示されており、誰もが確認することができる。しかし、今後は手元で確認ができるように直接文書を渡すなどして、更なる周知の工夫が望まれる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a (b) c
<コメント> 公立施設につき、施設経営をとりまく環境と経営状況の分析はなされていない。しかし、施設の認知度が低いという現状を踏まえて、施設長が保育所長会で積極的にパンフレットを配布するなど、周知、広報活動に尽力している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a (b) c
<コメント> 上記と同様、経営課題が明確にされているとはいえない。しかし、日頃から職員同士で話し合い、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状を分析し、課題として意		

識している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>中・長期事業計画として、西条市のもう1つの母子生活支援施設くるみ荘との統廃合が予定されているとのことであるが、中・長期事業計画および収支計画は策定されていない。本庁との連携のもと、中・長期ビジョンを設定し、施設運営に反映することが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定されていないものの、今年度取り組むべき事業計画が作成されている。今後は、中・長期計画に基づくものとし、単年度事業計画は定量的な分析が可能な計画を立案することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>事業計画は全職員が参画し策定されている。今年度の実施結果に基づき、次年度計画に反映することを予定している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>事業計画の内容は、母の会で周知、説明している。子ども向けには周知されていないため、今後は伝達の機会を設けたり、子どもにも分かりやすく説明する資料を作成することが期待される。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果

		果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>日頃から職員同士で支援のあり方について話しており、支援の質向上に向けた取組となっている。今後は、PDCA サイクルを意識した取り組みができるよう、話し合いを記録に残すことがより望ましい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>前回の当該評価結果を受けて、改善された点がいくつかあり、改善策を実施していることがうかがえる。しかし、文書化されていないため、今後は確実に実行できるよう改善計画を書面に残すことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>業務分担表で施設長の役割が明記されている。また、施設の運営方針等について、ケース会議をはじめ職員間で話し合う中で、施設長の考えを伝達している。今後は、自らの役割と責任を広報等で表明することが期待される。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>研修会等で情報収集することを心がけており、職員に対し守秘義務の取組等の指導を行っている。今後は、取得した最新の情報をすぐに確認ができるようファイルに綴るなどの工夫が望まれる。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>施設長自ら発達障がいの勉強会に参加したり、10年来カウンセリング講座に参加するなど研鑽をつんでおり、それが日頃の支援に発揮され、職員の手本となっている。今後は、職員への周知や研修の機会を設けることが望まれる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり再任用職員の立場では、人事や労務、財務等に踏み込むことは難しい。しかし、市の担当課と連携が図られており、職員の動きやすい環境整備に心がけている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>現在の職員配置では、施設として計画を示すことは難しい。しかし、支援の質向上に向けた福祉もしくは心理の専門職確保や外部の専門職活用の体制を整えることを、運営主体である西条市に要望を出すことが望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>市として人事管理規定が示されるものの、施設内ではその体制が確立していない。施設長が再任用職員であることから、継続的に責任をもって取り組むことが困難であると考えられる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>施設長は職員の健康管理、有給休暇の取得等に注意を払っており、職員もストレスを溜めず必要に応じて有給休暇が取得しやすいと実感している。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>ケース会議等の話し合いを通じ、支援のあり方等に迷いや悩みがある場合は、施設長がスーパーバイズを行っている。しかし、まずは職員一人一人の目標設定に基づいた進捗状況の確認ができるように体制を整えることが望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>職員数や勤務時間の調整等の兼ね合いから、複数の研修参加は容易ではないが、事業計画に研修予定を立て、それ以外にも必要に応じて参加できるように、工夫・努力している。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>参加した研修等の情報は職員で共有している。また、各種研修会の参加を推奨し、開催の情報を積極的に提供している。加えて、継続した記録等を整備することが望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>職員数および勤務時間等の状況から、受け入れが困難であり現在は受け入れていない。社会的養護に携わる人材育成の観点から、受け入れ可能なプログラムを検討するなど、体制を整備していくことが期待される。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>公的施設であり西条市ホームページ等を通じて情報公開に努めている。しかし、すみれ荘自体の運営に関する情報の入手は困難であるため、今後は施設独自の情報公開にも尽力することが期待される。</p>		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>公的施設として公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組が行われているが、今後は外部監査を活用するなど、より積極的な経営改善に向けての取組が期待される。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>地方祭や地域の一斉清掃等への参加を促すなど、地域との交流の機会を提供している。また、施設の敷地内にある遊具を利用する母子と、入居母子が交流する場面も見られる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>学習指導等、ボランティア受入れへの期待はあるが、受入れに関する方針等準備ができていない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>関係機関をはじめ民生委員リストを確保し、必要に応じてそれらの関係者と連携を図っている。子どもに関しては、学校から教員が施設を訪問したり、学校で開催されるケース会議に施設職員が参加するなどしている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>施設の敷地にある遊具を利用しに近隣の母子が訪れることがある。その際は、職員が声掛けをするなど母子の様子を見守るなどしている。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>現時点では、関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズを把握しようと努めている段階である。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>日頃から母親と子どもを尊重した支援の実施について意識し、職員同士の話し合いにおいても忌憚なく意見を述べ合っている。しかし、支援の標準的な実施方法が文書化されていないため、話し合いの結果等を記録にとどめておくことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関する規定・マニュアルは整備されており、年度当初に職員に周知するとともに、母親と子ども個々に面接を実施している。しかし、虐待防止に関する規定・マニュアルは整備されていないため、情報共有の機会を設けられていない。早急な整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>母子に対して分かりやすい情報提供や説明に努めている。また、日頃から母子からの疑問にはすぐ答えられるように臨んでいる。今後は、中高校生向けに進路や就職に関する情報提供を充実することが期待される。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a (b) c

<p><コメント></p> <p>入居に際し、アセスメントを実施している本庁担当課と共通理解を図ったうえで支援を開始している。母子それぞれに対しては、面接に時間をかけて支援の内容や手順を説明しているが、今後はわかりやすい文書を渡すなどの工夫が必要である。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>退所後も相談等に応じることができることを伝えているが、口頭にとどまっている。一方で、地域移行後に退所者が困らないよう、退所後の地域の民生委員と連携を図ることを検討している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>母の会に職員が参加し、意見を聞く機会を設けている。また、定期的な会以外でも、積極的に要望を聞くように心がけている。今後は、アンケートを実施するなど率直な意見を拾う工夫が求められる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みおよび第三者委員を示し、いつでも確認できるように掲示している。今後は、分かりやすく説明した文書を個々に配付することが望まれる。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>相談をしやすい環境づくりに取り組み、受容的態度を示すよう心掛けている。今後は、相談方法の選択肢を広げるひとつとして、意見箱設置などの工夫が望まれる。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>日頃の様子から意見や要望がないか敏感に察知するように努め、意見・要望がある場合</p>		

<p>に言いやすい環境づくりを心掛け、意見・要望が出れば迅速に対応するよう努めている。しかし、勤務体制上の制限が生じる中で、じっくりと話を聞く時間を確保する工夫が求められる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a (b) c
<p><コメント> 今年度からヒヤリハット報告書を作成し、事例の蓄積および分析に役立てることになっている。しかし、建物の構造上、外部からの侵入者への対応が難しい状況にある。それらも含めて入居者の状況に合わせた配慮をすることが求められる。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a (b) c
<p><コメント> 感染症発生時には、市感染症対応マニュアルに基づき行動する用意があるが、具体的に当該施設で発生した場合のシュミレーションに基づきマニュアルを点検することが望まれる。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a (b) c
<p><コメント> 市母子生活支援施設危機管理マニュアルおよび食料や備品等の備蓄が整備されており、災害時の対応体制については母の会を通じて伝達している。しかし、建物の構造上の問題や職員の勤務体制など緊急避難時の不安要素もある。それらのことは、中・長期計画をはじめ、今後の検討課題として組み込まれることが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。</p>	a (b) c
<p><コメント> 支援の基本方針や支援内容の概要は文書として示されているが、詳細に標準的な実施方法を示したものは無い。日頃より職員間で話し合っていることを記録に残すことで、継続</p>		

的に標準的な実施方法を担保することができると期待される。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが 確立している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画策定毎に支援の標準的な実施方法について検証・見直しが図られている。しかし、標準的な実施方法が文書化されていないため、職員交替等の際は継続の保証がない。上述の通り、まずは標準的な実施方法を文書化し、検証・見直しの手順も組み込むことが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を 適切に策定している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>利用者個々に丁寧かつ十分な面接を実施し、全職員が世帯の状況を把握しニーズを共有したうえで、自立支援計画を策定している。しかし、個々の自立支援計画作成にむけたアセスメント様式がないため、支援内容の決定が個々の職員の経験に基づく判断になりがちである。職員交替等により支援の質低下が生じないためにも、アセスメント様式を策定しておくことが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>半年ごとに自立支援計画を策定、評価・見直しを行っている。職員会で検討し内容を全職員が共有している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切 に行われ、職員間で共有化されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>母親と子ども各々の自立支援計画が策定されている。しかし、子どもについては、小学生以上のみが対象であり、今後は乳幼児も含めたすべての子どもを対象に作成されることが期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立して い	a (b) c

る。	
<p><コメント></p> <p>公立施設であることから、市の文書規定に基づき、個人情報保護規定等により保存、廃棄、情報提供等、適切な管理が行われている。個人情報保護および守秘義務を遵守している。</p> <p>今後は、支援を目的として文書保存の期間について検討されたい。</p>	

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員人権・同和教育研修会」に全職員が毎年参加し、人権意識を高めるよう努めている。日常生活の中で、生育歴等を考慮した上で、信頼関係が構築できるよう支援を行っている。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・c
<p><コメント></p> <p>市の就業規則に基づき整備されている。「東予地域児童虐待防止ネットワーク地域協力員研修会」等にも参加し、不適切なかかわりが起こらないよう、職員間で話し合いを持ち意識を高めるとともに、研修会で学んだ援助技術等を職員間で共有している。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所世帯が多い頃、種々トラブルがあり職員が調整する等の対応を行なったこともある。現在は、世帯数も少なく、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう、朝夕の表情を確認する等、不適切な行為の防止に努めている。</p>		

A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもからの訴えやサインを見逃さないよう信頼関係を築くことに心掛けている。子どもが自分自身を守るための学習する機会には設けてはいない。学校等と情報を共有し、連携を取りながら対応をしている。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所の際に、信教の自由について話はするが、文書等はない。今後、パンフレット等に記述することを考慮中である。過去に思想や信教に関連したトラブルは報告されていない</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回、座談会形式で母の会を開催している。今月の行事や目標及び反省など話し合いを持ち、職員も含め意識統一を行っている。母の会の運営主体は職員が行っており、母親が自ら提案し計画実行するまでには至っていない。子ども会においては、小学生対象であり、今年度は小学生が不在のため実施されていない。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもの生育歴や個性を理解したうえで、共感や受容的なかかわりをもつよう心掛け、自己肯定感が高まるような支援に努めている。職員間で、日々話し合いを持ち、情報を共有している。自立支援計画は、母親と子どもの要望・希望を取り入れて作成している。今後は、施設での支援の前後の変化や課題解決の状況など、取り組みにおける評価や検証が行なわれることを期待したい。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回料理活動を行っている。また、年1回研修旅行も企画し親睦を深めている。研修旅行においては、職員が何案か提示し、母の会で意見を聞くなどして決めている。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所時に、退所後も電話や来所等で相談できることを口頭で伝えている。学校や保育所等には引き継ぎを行っているが、現在のところ地域のネットワークに繋げるケースはない。今後は、地域で安定した生活が送れるよう、主任児童委員・民生委員などつながりを持ちたいと思われているところである。公立施設の強みを活かし、入所時から退所、アフターケアに至るまで切れ目のない支援体制づくりを期待したい。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>面接の中で、母と子の希望や要望を確認し、支援計画を作成するとともに職員で共通理解をしている。言葉での理解が難しい母親や子どもには、職員が場面ごとに具体的に説明したり、職員が同行支援を行ったりしている。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所に当たっては、不安な気持ちを受け止め、安心して生活ができることを最優先に考えて対応するよう努めている。入所当初のかかわり方についての書面はないが、日々の話し合いで共通理解をしている。居室内に入ることは難しいが、顔を合わせたときの表情や言動などから心情を理解するよう努めている。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所している母親の生育歴や生活スキルに合わせた支援を行っている。必要に応じて居室内の清掃や経済面での相談を受けるなどしている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>子どもの発達理解が十分でない母親に対しては、その都度、具体的なかかわり方を示し、適切なかかわり方が持てるよう努めている。また、発達が気になる児については、保育所・学校・療育機関等と連携を図りながら適切な支援を行うよう取り組んでいる。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>朝夕の声掛けや母親の相談に応じたり、困ったときの手助けをしたりすることで、職員と繋がっていると実感できるような取り組みを心掛けている。毎月実施している「母の会」を通して、利用者同士の交流を促している。対人関係が苦手な母親には、必要に応じて職員が仲立ちをしたりカウンセリングを勧めたりしている。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母親が安心して生活ができるように、母親の養育力や個々の子どもの成長・発達段階に配慮した対応を行っている。職員が24時間の勤務体制ではなく、夜間及び土日・祝日は職員不在のため、子どもの病気やケガ、母親が体調不良の時は、家族内での対応や施設外の協力者が必要となることから、多様なニーズに対応できる職員体制の整備が望まれる。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の減少から、職員による個別の対応を行っている。子どもが落ち着いて学習できるよう少年指導員が学習室にて、児童の発達に合わせた指導を行っている。また、子ども一人ひとりの個性や生活状況を理解し、母親とも将来に向けての話し合いを行っている。また、減免制度等の経済的支援制度の情報提供も行っている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平日、学校や保育所に通っており、かかわる時間は少ないが、職員は、子どもを受容し共感することをベースに、安全なおとなモデルとして関わられるよう努めている。施設長は、カウンセリングの勉強会に参加する等自己研鑽に努めている。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>性教育についての取り組みは行われていない。共同浴場になっているが、使用時間帯や男子風呂と母子・女子風呂に分けるなどの配慮は行われている。今後は、職員間で、性教育のあり方等についての研修会・勉強会を行うなど、学校だけの性教育でなく、身近な職員が取り組む「いのちの教育」を期待したい。</p>		
<p>A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p>		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・㉔
<p><コメント> 市の母子生活支援施設においては、DVの受け入れはしていない。建物の構造上からも緊急利用の受け入れは難しく体制は整備されていない。緊急利用のための生活用品等は準備されている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント> 市の母子生活支援施設においては、DVの受け入れはしていない。入所後、夫に居場所を知られては困ることが判明し、関係機関と連携し対応を行った事例はある。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・㉔
<p><コメント> 市の母子生活支援施設においては、DVの受け入れはしていない。今後、母親本人にDVの自覚のないまま入所するケースも考えられることから、DV被害の理解や心理的なケアの必要性についての理解が望まれる。</p>		
<p>A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応</p>		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉕・c
<p><コメント> 毎年「東予地域児童虐待防止ネットワーク地域協力員研修会」に参加し、出席者からの伝達研修は行っているが、施設内で専門的なケアに関する研修は行われていない。職員が受容、共感することを大切に支援しているが、精神科医や心理士の専門職が配置されておらず、現在の職員の中で専門的支援を行うことには限界がある。</p>		
A㉓	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント> 児童虐待やその発生の疑いがある場合は、関係機関と連携をする体制があり、必要に応じ</p>		

て、学校や担当課と情報交換や連携を図るなどの対応をしている。		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A②4	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回個別面談を行い、家族関係の状況を把握したり相談を受けたりしている。また、日々の生活の中での訴えやサインも見落とさないよう努めており、気づきや訴えがあったときには、職員間で話し合い適宜対応している。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
A②5	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な母親、子どもについては、学校・保育所・福祉事務所等と連携しながら支援を行っている。外国人の入所の事例はない。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A②6	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ハローワーク等からの求人案内など、情報提供を行っている。24時間体制ではなく、夜間・土日・祝日は職員不在のため、母親の勤務時間に制限が生じ、休日勤務等はいできない。また、就労しながらの資格取得も難しいと思われることから、多様なニーズに対応できる体制を期待したい。</p>		
A②7	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個別面談や日常会話の中で、就労等の悩み相談を受けるなど、母親の気持ちの整理や悩みの軽減につながるよう継続的な支援を行っている。就労が難しい母親については、現況を理解し生活保護の制度等についての情報提供を行うなど、個々の世帯にあわせて対応している。福祉的就労の活用はない。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A②8	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p>		

スーパーバイザーや基幹的職員の配置は行われておらず、体制は確立していない。しかし、施設長はカウンセリング講座を受講する等、支援の質の向上に努めている。また、職員間でいつでも相談できる体制があり、施設全体の支援の質の向上に取り組んでいる。市は支援体制を充実・継続できるよう、スーパービジョン体制づくりを確立することが望まれる。